

## 岩倉市家計改善支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業(以下「本事業」という。)の実施について、生活困窮者自立支援法施行令(平成27年政令第40号)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに収入、支出その他家計の状況を明らかにし、家計の改善の意欲を高めることを支援することにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人その他市が適当と認める団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### (支援対象者)

第4条 本事業による支援の対象者は、市内に居住する法第3条第1項で定義された生活困窮者であって、現に家計収支の均衡が取れていない等家計に問題を抱えているものとする。

2 前項に掲げるもののほか、本事業における支援を受けることが必要と市長が認める者とする。

### (家計改善支援員)

第5条 本事業の実施にあたって、家計改善支援員を実施主体又は第3条の規定に基づく委託先に配置する。

2 家計改善支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。(ただし、当分の間は、この限りでない。)

3 家計改善支援員は、次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

- (1) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 社会保険労務士の資格を有する者
- (4) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- (5) その他第1号から第4号に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者

(事業の内容)

第6条 家計表やキャッシュフロー表を活用して相談者ととともに生活困窮者の抱える家計に関する課題を見える化し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計再生プランを作成し、早期の生活再生を目指していくため、次に掲げる取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者ととともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 家賃、税金、公共料金等の滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した貸付あっせん書を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

## (2) 支援の流れ

家計改善支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

### ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する機関をいう。以下同じ。）との連携体制を構築するとともに、多重・過剰債務の相談窓口や貸付機関、行政の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

### イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計を見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

### ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則1年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

### エ 支援調整会議への参加

家計改善支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計改善支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議（岩倉市自立相談支援事業実施要綱（平成27年4月1日施行）第7条第2項に規定する支援調整会議をいう。）に参加する。

### オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、第6条第1号による支援サービスを提供する。

### カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や

意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図る。

#### キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、又はそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

#### (3) 貸付機関との連携

生活福祉資金貸付事業を行う岩倉市社会福祉協議会、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていく。

(留意事項)

第7条 本事業の実施に当たり、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 事業の実施に当たっては、「家計相談支援事業の運営の手引き」を参照する。
- (2) 相談支援に当たっては、「家計相談支援事業の運営の手引き」別冊に掲載している様式を必要に応じて使用する。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。